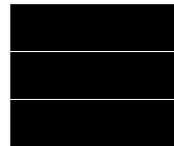


令和8年2月6日

株式会社FJネクスト
代表取締役 肥田 幸春 殿
三信住建株式会社
代表取締役 信田 博幸 殿

説明義務不履行に対する再質問および是正要求

近隣住民



前略

私ども近隣住民は、令和8年1月22日付および同年1月25日付の計3通の書面において、本件建築計画ならびに貴殿らの一連の対応について、具体的かつ論理的な質問を行いました。これらの質問は、感情論ではなく、事業判断の合理性および説明責任の履行状況を確認するための、極めて基本的な問いです。

しかるに、令和8年1月30日付の貴殿らの回答書は、わずか1枚、実質的には数行に過ぎず、しかも、**どの質問に対する回答なのかすら判別できない内容**でした。20項目を超える質問に対し、包括的・抽象的な表現のみで応答することは、説明ではなく、単なる形式的対応に過ぎません。

はっきりと申し上げます。

質問に対応しない回答は、丁寧な説明ではありません。

また、「精神的苦痛や心理的圧迫を与える意図はない」との一文を添えることで、説明義務を果たしたかのように装うことは、住民の問題意識と正面から向き合っているとは到底言えません。

本件においては、令和7年12月24日付の横浜市長意見書により、**近隣住民に対し、具体的かつ丁寧な説明を行うことが、事業継続の前提条件として明示されています。**

この行政上の指示を踏まえれば、今回の回答内容が、その要請水準に達していないことは明白です。

特に問題なのは、

- 住民が指摘した具体的事実関係
- 事業判断の根拠
- 説明拒否・一方的対応と受け取られかねない過去の経緯

これらについて、一切の**具体的説明がなされていない点**です。

説明を省略したまま「意図はない」「今後努力する」と述べることで、住民の判断を軽視しているとの評価を免れません。

よって、私どもは改めて、以下を強く要請します。

1. これまでに提出した各質問について、
質問番号ごとに対応関係が明確な形で、個別に回答すること。
2. 各回答において、
抽象論や一般論ではなく、本件事業に即した具体的事実・判断理由を示すこと。
3. 横浜市長意見書のどの指摘を、どのように踏まえているのかについて、
項目ごとに説明すること。

なお、貴殿らが言及された「代理の範囲」について付言しますが、**代理権限の形式的説明は、建築主および事業主体が負う説明責任を免責するものではありません。**

論点を代理権限にすり替えることは、本件の核心からの逸脱であると考えます。

私どもは、対立を目的としているのではありません。

しかし、**説明なきまま事業を進めることが許容されるとも考えていません。**

理解可能な説明がなされるまで問い続けることは、近隣住民として当然の権利です。

次回の回答においても、項目別・具体的説明がなされない場合には、貴殿らが、横浜市長意見書の趣旨をどのように理解し、どの程度履行しているのかについて、公開の場で検証・評価せざるを得ないことを、あらかじめ申し添えます。

本書簡は、個人情報削除したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。
貴殿らからの今後の回答書についても、同様の取り扱いとします。

以上、事態の深刻さを踏まえ、強い問題意識のもとで申し述べました。

次回こそ、実質的かつ具体的な回答が示されることを求めます。

草々